

# 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第61条第2項に基づき、公益財団法人自然農法国際研究開発センター(以下「この法人」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

## (公 告)

第5条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、賃借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第63条の方法によるものとする。

## (公 表)

第6条 この法人は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも同様とする。

2 前項の公表については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

## (書類の事務所備え置き)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

## (事務所備え置きの書類)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

## (閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所の

総務部とする。

- 2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 10 条 閲覧希望者から別表 1 に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、別表 1 の閲覧対象者につき、別表 1 の謄写の是非に従い、可とするものは実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第 11 条 この法人は、第 5 条ないし第 7 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管 理)

第 13 条 この法人の情報公開に関する事務は、総務部が管理する。

(改 正)

第 14 条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程の改正は、公益財団法人自然農法国際研究開発センターの設立の登記の日から施行する。

別表 1

対象書類等の名称	閲覧対象者	謄写の是非	備置き期間
1 定款	特定なし	可(有料)	
2 計算書類等(各事業年度の計算書類・事業報告・付属明細書・監査報告)	特定なし	可(有料)	5年・3年(写し)
3 事業計画、収支予算書、資金調達・設備投資見込み書類	特定なし	否	1年
4 (1) 財産目録 (2) 役員等名簿(*1) (3) 役員等の報酬支給基準 (4) 運営組織・事業活動の状況及び重要数値記載書類	特定なし	否	5年・3年(写し)
5 特定費用準備資金算定根拠	特定なし	否	
6 特定財産の保有・改良充当資金 寄付等による受入れ財産・資金	特定なし	否	
7 評議員会議事録	評議員・債権者	可(有料)	10年・5年(写し)
8 理事会議事録	評議員(*2)	可(有料)	10年
9 会計帳簿	評議員	可(有料)	10年
10 全員同意の書面	評議員・債権者	可(有料)	10年

(\*1)理事、監事、評議員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外

(\*2)評議員及び裁判所の許可を得た債権者

(注)従たる事務所を設けた場合には、1～10のうち、8～10を除き、従たる事務所に備えつける

様式 1

閲 覧 (謄 写) 申 請 書

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

理事長 殿

申請月日 平成 年 月 日

申請者 印

申請者住所 〒

電話番号

平成 年 月 日

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧(謄写)の目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 事業計画書・収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
3. 事業報告書・計算書類及び付属明細書・運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
4. 監査報告書
5. 財産目録
6. 役員等名簿
7. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
8. 特定費用準備資金算定根拠
9. 特定財産の改良・保有資金の明細
10. 寄附等による財産・資金で公布者の定めた使途に充てるものの明細

（以下の書類は、評議員・債権者に限り閲覧・謄写ができます。）

11. 議事録（理事会・評議員会）
12. 会計帳簿

## 樣式 2

閱覧受付簿